



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課） 1
 - 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） 1
- ### 公 告
- 沖縄県獣医師選考採用試験の実施（人事課） 2
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 3
 - 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） 4
- ### 監査委員事項
- 住民監査請求の監査結果の勧告に基づく措置の通知に係る事項の公表 5

告 示

沖縄県告示第346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり中城村当間土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成25年 6 月 7 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏名	住所
比嘉徳仁	中城村字当間81番地の1
比嘉盛秀	中城村字泊113番地
仲眞良行	中城村字屋宜854番地
伊保隆司	中城村字奥間33番地
謝名堂幸夫	中城村字奥間153番地の6
仲村喜光	中城村字安里200番地の2
安里健一	中城村字伊舎堂187番地
新垣清弘	中城村字久場16番地の4

沖縄県告示第347号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成25年6月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公告認定対象区域 名護市大北三丁目4680番2、4716番、4718番及び4721番
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県北部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成25年5月28日 沖縄県指令土第759号

公 告

沖縄県獣医師選考採用試験を次のとおり行います。

平成25年6月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 採用予定者数 若干名
- 2 勤務場所、勤務機関及び職務内容
 - (1) 勤務場所 沖縄県内（離島を含む。）
 - (2) 勤務機関 沖縄県環境生活部、福祉保健部又は農林水産部の本庁又は出先機関
 - (3) 職務内容 と畜検査、狂犬病予防、繁殖育成、家畜保健衛生、試験研究、病性鑑定、食品衛生監視等
- 3 受験資格
 - (1) 昭和43年4月2日以後に生まれた者で、獣医師免許を有するもの又は平成26年4月末日までに獣医師免許を取得する見込みのあるもの
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に規定する次に掲げる者は、受験できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 沖縄県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 4 試験の日時、場所等
 - (1) 那覇会場
 - ア 日時 平成25年7月13日（土曜日）午前9時から午後5時まで
 - イ 場所 沖縄県自治研修所（沖縄県那覇市西3丁目11番1号）
 - ウ 電話番号 098（863）9311
 - (2) 東京会場
 - ア 日時 平成25年7月13日（土曜日）午前9時から午後5時まで
 - イ 場所 都道府県会館4階会議室（東京都千代田区平河町2丁目6番3号）
 - ウ 電話番号 03（5212）9087 沖縄県東京事務所（都道府県会館内）
 - (3) 北海道会場
 - ア 日時 平成25年7月20日（土曜日）午前9時から午後5時まで
 - イ 場所 北海道建設会館（北海道札幌市中央区北4条西3丁目1番地）
 - ウ 電話番号 011（261）6218
- 5 試験方法 面接及び適性検査によって行います。
- 6 申込方法
 - (1) インターネットによる申込み（以下「電子申請」という。）の場合 沖縄県ホームページから電子申請での申込みが可能です。
 - ア 申込手順 沖縄県ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>）のトップページ右下「県政情報」の中の「採用・資格」から、「平成25年度沖縄県職員（獣医師）の募集について」を選択し、「電子申請」を選択してください。
 - ※ 電子申請の方法については、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を御参照ください。
 - イ 注意事項
 - (ア) 御使用のパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、御注意くださ

い。また、プリンタが必要になりますので御準備ください。

(イ) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行ってください。

(ウ) 受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票の受け取りについて連絡いたします。受験票は、各自で印刷し、試験日に持参してください。受験票は郵送しません。

(2) 郵送による申込みの場合 次のア及びイをウへ簡易書留で郵送してください。

ア 受験申込書

イ 50円切手を貼ったはがき（受験票送付に使用しますので、表面に受験者の氏名及び受取先を記載してください。）

ウ 申込先 沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階） 〒900—8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098 (866) 2090

(3) 受付期間 平成25年6月7日（金曜日）から同月28日（金曜日）まで（電子申請による申込みの場合は平成25年6月7日（金曜日）午前9時から同月28日（金曜日）午後5時までに申込データの受信を完了したものに限り、郵送の場合は平成25年6月28日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(4) 留意点 受付後は、試験会場の変更はできません。

7 試験会場に持参するもの

(1) 受験票（電子申請による申込者は、各自受験票を印刷の上、持参してください。郵送による申込者は、沖縄県人事課から送付される受験票（はがき）を持参してください。）

(2) 履歴書（平成25年度選考採用試験関係。募集要綱に添付されている「履歴書（平成25年度選考採用試験関係）」に自筆（黒色ボールペン使用）で記載（電子申請の場合は、受験申込手続において、各自で履歴書を印刷）し、試験の申込み前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。）

8 合格発表 平成25年8月中旬に県庁正門掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

9 合格発表後の取扱い

(1) 採用される日は、原則として平成26年4月1日ですが、場合によっては同日前となる場合があります。

(2) 合格者の数は、年間の欠員見込み数等を考慮して決定しますので、合格しても採用されないことがあります。

(3) 採用されることを辞退する者や新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人あて通知します。

(4) 合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

10 給与等

(1) 平成25年度の初任給200,800円（初任給調整手当（初年度月30,000円。以後毎年、月3,000円ずつ減額）が支給されます。勤務公署及び職務内容によって、給料の調整額が支給されます。）

(2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当（平成24年度実績3.95月分）、特殊勤務手当等が支給されます。

(3) 沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定に基づき、赴任旅費が支給されます。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年7月20日まで縦覧に供する。

平成25年6月7日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

1 申請のあった年月日 平成25年5月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域で支える介護リハビリ研究会

3 代表者の氏名 金城毅、上條章雄

4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市曙2丁目10番25号

5 定款に記載された目的 この法人は、那覇市内の被介護保険対象者に公民館や集会所の施設等を用い

て、住み慣れた地域で高齢者を支える介護を行うため、理学療法士や作業療法士の専門性を活かした「出来ることを増やしていく介護」を目指すリハビリによるデイサービスを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年6月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年7月17日 沖縄県指令土第873号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字上田原140番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字富盛1221番地1 中村正信
- 5 検査済証番号 平成25年5月27日 第3096号
- 6 工事完了年月日 平成25年4月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年6月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月30日 沖縄県指令土第287号、平成24年9月6日 沖縄県指令土第990号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根433番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字平良144番地3 ハーモニーヒルズ206 與那覇政共
- 5 検査済証番号 平成25年5月27日 第3097号
- 6 工事完了年月日 平成25年4月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年6月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年5月21日 沖縄県指令土第692号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字和宇慶632番及び632番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字大城84番地 新垣剛
- 5 検査済証番号 平成25年5月27日 第3098号
- 6 工事完了年月日 平成25年4月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年6月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年7月17日 沖縄県指令土第870号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字山城241番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎1丁目13番3号西崎アパート305 仲門満
- 5 検査済証番号 平成25年5月28日 第3099号
- 6 工事完了年月日 平成25年5月7日

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第8号

住民監査請求の監査結果の勧告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、知事から平成25年5月31日付けで通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年6月7日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	新	垣	哲	司
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

「沖縄県職員措置請求（その①）について（勧告）」に係る措置等について（通知）

平成24年11月24日付け監第10062号により勧告のあったみだしのことについて、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査委員からの勧告

地方自治法第242条第4項の規定に基づき、知事に対し、国庫補助金の返還に伴い、県が被った損害金の補てんのため、本件に関わった職員及び関係人を改めて調査の上、必要な措置を講ずることを勧告する。措置期限 平成25年5月31日

2 勧告に係る措置等

知事に対し、上記の勧告が行われた後、住民監査請求人から、「勧告は、本来責任を取るべき仲井眞県知事並びに漢那政弘、赤嶺正廣、また大成JVらの責任を曖昧にした、不十分なものである。」として、平成24年12月20日に住民訴訟〔平成24年（行ウ）第30号 違法公金支出金返還等請求事件〕が提起されたところであります。このため、勧告に係る措置については、裁判所の判断を踏まえて対応したいと考えております。

3 県の取り組み

本件に関係した職員については、これまで、識名トンネル工事の契約問題に係る第三者委員会、土木建築部及び総務部において事情聴取を行い、不適正事務処理等があった職員については、懲戒処分等を行うとともに、退職者についても、減給処分相当額が、自主的に納付されたところです。また、本事案発覚後に設置した識名トンネル工事の契約問題に係る第三者委員会の報告や行政考査の結果等を踏まえて、コンプライアンス研修の実施等による職員の意識改革、土木建築部の内規等の見直しとその周知徹底、本庁の適正な関与のための体制の強化等の再発防止策に取り組んでいるところであり、このような問題を二度と発生させないよう万全を期していく所存であります。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---